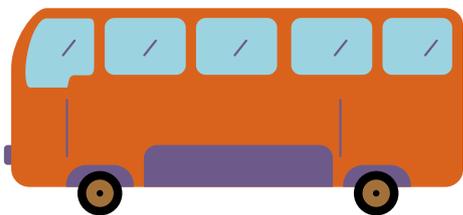


塩作りの歴史を学ぶツアー

日時 2025年2月20日8:30am～
集合・出発 道の駅みやま公園 駐車場
料金 3,500円/人（当日現金支払）
募集人数 23名
スケジュール 8:20 受付（道の駅みやま公園 駐車場）
8:30 出発（同上）
9:00 旧専売局味野収納所山田出張所庁舎
9:30 塩釜神社
10:00 ナイカイ塩業（工場見学）
12:00 シェ・フジタ（昼食）
14:00 解散（道の駅みやま公園）



- ・塩田遺構に関する解説・ガイド付き
- ・玉野産塩を使ったランチ
- ・塩の製造工程見学 e.t.c.

盛り沢山のバスツアーを実質ランチ代のみで！！

※モニターツアーにつき、アンケートご協力をお願いします。

【申込書】**切り取らず**にファックスしてください 0863-32-3331

1.	氏名	①	②
2.	住所		
3.	電話		
4.	その他 ご要望など		

裏面 旅行条件書をご確認の上、お申込みください。

主催 （公社）玉野市観光協会 担当：北島 Tel 0863-21-3486

ご旅行条件

ここに記載のない事項は当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

■旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した料金・輸送運賃含む(旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人一名様代金)
- (2) 添乗サービス代金

■旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 自由行動中の見学科、買い物代金
 - (2) その他、旅行日程に明示されてない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に冠する医療費、航空諸税、施設使用料、運輸機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

■お申込み条件

- (1) 大人お一人様からお申込みいただけます。
- (2) 20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- (3) 身体に障害のある方、健康を書している方はその旨をお申出下さい。団体行動に支障をきたすと当協会が判断する場合は、お申込みをお断わりさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。

■お申込み方法と契約成立・旅行代金のお支払い

- (1) 電話・郵便・ファクシミリ等の通信手段にてご予約の場合、当協会が予約を承諾した日の翌日から起算して10日以内に申込書の提出が必要です。
- (2) ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出が必要です。当協会が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に契約は成立します。
- (3) 旅行代金は、当日受付にてお支払いいただきます。旅行代金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取扱います。

■最終日程表

確定した運送宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期目前であってもお間合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容旅行代金の変更

- (1) 当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- (2) 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する料金・運送機関の運賃の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払い戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

■お客様の交替

お客様は当協会の承諾を得て1,000円の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

■取消料(お客様による旅行契約の解除)

お客様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。但し、解除のご連絡は当協会又は当協会の営業時間内のみお受けいたします。

- (1) 次に掲げる場合は取消料を頂きません。
 - ①旅行契約の内容に重要な変更が行われた場合
 - ②著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
 - ④当協会が最終日程表を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日までに交付しなかったとき
 - ⑤当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能になったとき

解除日		取消料(1人)
旅行開始日の前日から起算して遡って	日帰り旅行にあたっては11日目	無料
	日帰り旅行にあたっては10日目	旅行代金の20%
7日目に当たる日以前の解除日		旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%
当日の解除		旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加		旅行代金の100%

※払い戻期日

- ・旅行開始前の解除 解除の翌日から起算して7日以内
- ・旅行開始後の解除 契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

■当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。①予め例示した申込条件の不適合が判明したとき②お客様の病氣、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき③お役様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき④最小催行人数に達しなかったとき⑤旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

■最少催行人員

各出発日も10名。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

■旅程管理等

当協会は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当協会係員の指示に従っていただきます。

■当協会の責任について

- (1) 当協会の責任と損害賠償
当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対してご通知いただいた場合15万円を限度(当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
- (2) 免責事項
当協会は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合、前項の賠償の責任を負いません。
ア. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、宿泊施設のサービス提供の中止による損害
イ. 食中毒
ウ. お客様ご自身の故意または過失による損害
エ. その他の当協会または当協会の手配代行者の関与し得ない事由による損害

■お客様の責任

お客様の故意または過失によって当協会が損害を被った場合、当協会はお客様より損害賠償を申し受けません。

■旅程保証について

当協会は解約内容に掲げる重要な変更がおこなわれたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、変更補償金の額が千円未満の場合支払いません。

- ①旅行開始日または旅行終了日の変更
 - ②入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更
 - ③運送機関の等級又は設備のより低い物への変更
 - ④運送機関の種類又は会社の変更
 - ⑤宿泊機関の種類又は客室の変更
 - ⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更
- 前記に拘わらず、変更の理由が5項(1)に掲げた不可抗力の場合、当協会は変更補償金を支払いません。

■特別補償

当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故で生命、身体または、手荷物に被られた一定の損害について旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び入院見舞金をお支払いします。

■その他

- (1) ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。
- (2) この条件に定めのない事項は標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)のとおり。
- (3) 旅行条件及び旅行代金の基準日については2024年4月1日となります。

(岡山県知事登録旅行業 第地域限定-429号)

旅行企画:実施 公益社団法人玉野市観光協会

岡山県玉野市築港 1-1-3

【お問合せ・お申込み】

公益社団法人玉野市観光協会【定休日:水・祝】

岡山県玉野市築港 1-1-3 TEL:0863-21-3486/FAX:0863-32-3331